

# 大阪国税局からのお知らせ

## 税務署の内部事務のセンター化

税務署における内部事務（※）の効率化・高度化を図るとともに、納税者利便の向上や外部事務（調査・徴収事務）の充実・高度化を目指し、一部の税務署を対象に、複数の税務署の内部事務を専担部署（業務センター）で集約処理する「大阪国税局業務センター室」（センター）を下記の表のとおり設置しています。

※ 内部事務とは、例えば、申告書の入力処理、申告内容についての照会文書の発送などの事務をいいます。

### 《センターの名称等》

| センター名称                                                | 郵送先                                                                                          | 郵便番号                 | 対象署                                                          |
|-------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------|--------------------------------------------------------------|
| 大阪国税局業務センター                                           | 大阪市淀川区木川東2丁目3番1号<br>東淀川税務署内                                                                  | 532-8548             | 大阪福島税務署・西淀川税務署<br>東淀川税務署・大淀税務署                               |
| 大阪国税局業務センター<br>北分室                                    | 大阪市北区南扇町7番13号<br>北税務署内                                                                       | 530-8515             | 浪速税務署・東成税務署・北税務署                                             |
| 大阪国税局業務センター<br>大手前分室<br><br>※ 令和6年7月10日（水）<br>から新たに開設 | 大阪市中央区大手前1丁目5番44号<br>大阪合同庁舎第1号館<br><br>※ エリア別に郵便番号を分けており<br>ますので、所轄税務署に対応する郵<br>便番号をご記載ください。 | 540-8542<br>【大阪①エリア】 | 西税務署・港税務署・住吉税務署<br>東住吉税務署・西成税務署・東税務署<br>南税務署                 |
|                                                       |                                                                                              | 540-8543<br>【大阪②エリア】 | 岸和田税務署・泉大津税務署<br>泉佐野税務署・富田林税務署                               |
| 大阪国税局業務センター<br>神戸分室                                   | 神戸市中央区港島中町2丁目1番10号<br>神戸税関ポートアイランド出張所内                                                       | 650-8540             | 灘税務署・兵庫税務署・長田税務署<br>須磨税務署・神戸税務署                              |
| 大阪国税局業務センター<br>阪神分室                                   | 尼崎市若王寺3丁目11番46号<br><br>※ エリア別に郵便番号を分けており<br>ますので、所轄税務署に対応する郵<br>便番号をご記載ください。                 | 661-8521<br>【京都エリア】  | 福知山税務署・舞鶴税務署・宇治税務署<br>宮津税務署・園部税務署・峰山税務署                      |
|                                                       |                                                                                              | 661-8522<br>【兵庫①エリア】 | 尼崎税務署・洲本税務署・芦屋税務署<br>伊丹税務署                                   |
|                                                       |                                                                                              | 661-8523<br>【兵庫②エリア】 | 相生税務署・豊岡税務署・加古川税務署<br>龍野税務署・西脇税務署・三木税務署<br>社税務署・和田山税務署・柏原税務署 |
|                                                       |                                                                                              | 661-8524<br>【奈良エリア】  | 奈良税務署・葛城税務署・桜井税務署<br>吉野税務署                                   |
|                                                       |                                                                                              | 661-8525<br>【和歌山エリア】 | 和歌山税務署・海南税務署・御坊税務署<br>田辺税務署・新宮税務署・粉河税務署<br>湯浅税務署             |

### 【ご留意いただきたい事項】

#### ① センターへの申告書・申請書等の提出

- 上記の表にある税務署に、申告書・申請書等を提出する場合は、以下のとおりご対応をお願いします。
  - e-Tax（データ）により提出する場合は、従来どおり、所轄税務署へ送信願います。
  - 書面により提出する場合は、センターへ直接郵送願います。
    - ※ 1 郵送による提出先となるセンターの所在地は、上記の表のとおりです。
    - ※ 2 書面の申告書・申請書等の書類を、センターへ直接持ち込むことはできません。
    - ※ 3 所轄税務署の窓口及び時間外収受箱へ提出も可能ですが、センターへの郵送にご協力願います。

#### ② センターから納税者・税理士の皆様への問合せ

- センターでは、納税者や税理士の皆様に対し、内部事務を処理するため、電話や文書により問合せをさせていただくことがあります。
  - ※ センターから送付する文書によって、行政指導の責任者が国税局長となる場合があります。

#### ③ 従来どおり所轄税務署で行うもの

- 納税証明書の交付
    - ⇒ 納税証明書を郵送で請求される場合は、封筒に「納税証明書交付請求書在中」と明記の上、所轄税務署へ送付してください（納税証明書の取得は、便利なオンラインでの請求をぜひご利用ください。）。
  - 現金による国税の納付
    - ⇒ 自宅やオフィスから納付可能なキャッシュレス納付もご利用いただけます。ぜひご利用ください。
  - 面接による相談等の窓口対応
    - ⇒ 面接による相談を希望される場合は、所轄税務署に相談日時を予約の上、来署願います。
- （注）国税に関する質問は、国税庁ホームページ「チャットボット」や「タックスアンサー」をご利用ください。  
電話による税務相談は、国税相談専用ダイヤル（0570-00-5901）等をご利用の上、電話相談センターにお問い合わせください。

※ 上記の取組は、納税者の皆様の所轄税務署を変更するものではありません。



## 税務署の内部事務のセンター化（行政指導等の一部の集約処理）

大阪国税局管内全署の行政指導等の一部を集約処理するセンターを下記の表のとおり設置しています。

### 《センターの名称等》

| センター名称                | 担当事務         | 対象署                                          |
|-----------------------|--------------|----------------------------------------------|
| 大阪国税局業務センター<br>大阪福島分室 | 資料情報及び個人課税事務 | 滋賀県下全7税務署・京都府下全13税務署<br>奈良県下全4税務署・和歌山県下全7税務署 |
|                       | 資産課税事務       | 大阪国税局管内全83税務署                                |
| 大阪国税局業務センター<br>西淀川分室  | 法人課税及び間接諸税事務 | 大阪国税局管内全83税務署                                |
| 大阪国税局業務センター<br>南分室    | 資料情報及び個人課税事務 | 大阪府下全31税務署                                   |
| 大阪国税局業務センター<br>長田分室   | 資料情報及び個人課税事務 | 兵庫県下全21税務署                                   |

### 《主な事務の内容》

#### ○ 照会文書等の発送

上記の表のセンターから発送する主な文書は下記の表のとおりです。

| 区分     | 文書名等                              |
|--------|-----------------------------------|
| 資料情報事務 | ・ 支払調書等のe-Tax等による提出について           |
| 個人課税事務 | ・ 所得税（及び復興特別所得税）の確定申告書の見直し・確認について |
| 資産課税事務 | ・ 相続税の申告についてのお尋ね                  |
| 法人課税事務 | ・ 無申告法人等に対する文書                    |
| 間接諸税事務 | ・ 収入印紙の貼付状況に係るお尋ね文書               |

### 【ご留意いただきたい事項】

センターから送付する文書によって、行政指導の責任者が国税局長となる場合があります。

## 書面で申告書等を提出する皆様へのお知らせ

### 令和7年1月から、申告書等の控えに収受日付印の押なつを行いません

国税庁・国税局・税務署では、税務行政のデジタル化における手続の見直しの一環として、令和7年1月から、申告書等の控えに収受日付印の押なつを行わないこととしました。

令和7年1月からは、申告書等を書面で提出する際には、申告書等の正本（提出用）のみを提出（送付）していただきますよう、お願いします。

また、申告書等の提出年月日は、必要に応じて、ご自身で記録・管理をお願いします。

※ 対象となる「申告書等」とは、国税庁・国税局・税務署に提出（送付）される全ての文書です。  
申告書等をe-Taxにより提出した場合は、メッセージボックスから送信日時や申告内容を確認することができます。

書面で申告書等を提出された場合の、提出事実・提出年月日の確認については「申告書等情報取得サービス」等の方法があります。

詳しくは国税庁ホームページに掲載しています。

詳細はこちら ▶

